

平成 31 年  
第 1 回土岐市議会定例会議案

平成 31 年 2 月 26 日 (第 1 日)

# 平成31年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成31年2月26日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	議第1号	平成31年度土岐市一般会計予算	} 別冊	
日程第4	議第2号	平成31年度土岐市国民健康保険特別会計予算		
日程第5	議第3号	平成31年度土岐市駐車場事業特別会計予算		
日程第6	議第4号	平成31年度土岐市介護保険特別会計予算		
日程第7	議第5号	平成31年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算		
日程第8	議第6号	平成31年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算		
日程第9	議第7号	平成31年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第10	議第8号	平成31年度土岐市病院事業会計予算		
日程第11	議第9号	平成31年度土岐市水道事業会計予算		
日程第12	議第10号	平成31年度土岐市下水道事業会計予算		
日程第13	議第11号	平成30年度土岐市一般会計補正予算（第6号）		} 別冊
日程第14	議第12号	平成30年度土岐市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）		
日程第15	議第13号	平成30年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）		
日程第16	議第14号	土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
日程第17	議第15号	土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	
日程第18	議第16号	土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
日程第19	議第17号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・	7	
日程第20	議第18号	土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	9	

日程第 21	議第19号	土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	12
日程第 22	議第20号	土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	14
日程第 23	議第21号	土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	16
日程第 24	議第22号	土岐市水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	18
日程第 25	議第23号	土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	20
日程第 26	議第24号	土岐市病院事業実施施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・	22
日程第 27	議第25号	土地の処分について・・・・・・・・	23
日程第 28	議第26号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	別冊
		専第 1 号 平成30年度土岐市一般会計補正予算（第 5 号）	
日程第 29	議第27号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	24
		専第 2 号 和解について	
日程第 30	議第28号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	26
日程第 31	議第29号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	27
日程第 32	議第30号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	28
日程第 33	諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
日程第 34	諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	30

議第 1 4 号

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

国家公務員の勤務時間、休暇等の取扱いに準じて、職員の勤務時間、休暇等の取扱いを見直すため、この条例を定めようとする。

## 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 15 号

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

訪問看護ステーションに勤務する職員に病院手当を支給するため、この条例を定めようとする。

## 土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

土岐市職員特殊勤務手当支給条例（昭和31年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「（以下「病院等」という。）」を削る。

第13条中「病院等」を「病院、診療所、老人保健施設又は訪問看護ステーション」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 16 号

土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について

土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成17年土岐市条例第12号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例に基づき貸付けを受けた資金については、なお従前の例による。

議第 17 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

## 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第19条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成22年度以降の」を削り、「保険料」の次に「（所得割額に限る。）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第18号

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条」の次に「第1項」を加える。

第6条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレ

ルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限り。）

第45条中「第6条」の次に「第1項」を加える。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 19 号

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議第 2 0 号

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年土岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表土岐市駅西自動車駐車場の項の次に次のように加える。

土岐市駅前広場自動車駐車場	土岐市泉町久尻614番地の16
---------------	-----------------

第3条中「次の表のとおり」を「午前零時から午後12時まで」に改め、同条の表を削る。

第4条中「及び土岐市駅西自動車駐車場（以下これらを「自動車駐車場」という。）」を「、土岐市駅西自動車駐車場及び土岐市駅前広場自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）」に改める。

第5条の見出し中「利用券」を「プリペイドカード」に改め、同条第1項中「土岐市駅北自動車駐車場及び土岐市駅西自動車駐車場にあっては」を削り、「次項において」を「以下」に改め、「、土岐市駅前自動車駐車場にあっては回数駐車券及び定期駐車券（以下これらを「利用券」という。）を」を削り、同条第2項中「利用券」を「プリペイドカード」に改める。

第6条第2項中「利用券」を「プリペイドカード」に改める。

別表第1に次のように加える。

土岐市駅前広場自動車駐車場	30分まで	0円
	30分を超えるときは、その超える30分までごとにつき	200円

別表第2中回数駐車券及び定期駐車券の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和36年土岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

## 議第 2 2 号

土岐市水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例について

土岐市水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

### 提案理由

行政組織機構の変更及び下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、審議会を統合するため、この条例を定めようとする。

## 土岐市水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例

土岐市水道事業経営審議会設置条例（昭和50年土岐市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 土岐市水道事業及び下水道事業経営審議会設置条例

第1条中「第138条の4」を「第138条の4第3項」に、「に基づき、土岐市水道事業経営審議会」を「に基づく土岐市水道事業及び下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第2条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、「本市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「土岐市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改める。

第4条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 受益者の代表者
- (3) その他管理者が必要と認める者

第5条第1項中「副会長」の次に「各」を加え、同条第3項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第6条中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、その議長となる」に改める。

第7条第1項中「審議会」を「会議」に、「会議を」を「これを」に改め、同条第2項中「会長」を「議長」に改める。

第8条第2項及び第10条中「市長」を「管理者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（土岐市下水道事業運営審議会設置条例の廃止）
- 2 土岐市下水道事業運営審議会設置条例（昭和59年土岐市条例第12号）は、廃止する。

議第 2 3 号

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例  
の一部を改正する条例

土岐市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年土岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。））」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 2 4 号

土岐市病院事業実施施設の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

- 1 施設の名称 土岐市立総合病院  
土岐市国民健康保険駄知診療所  
土岐市老人保健施設やすらぎ  
土岐市訪問看護ステーションときめき
- 2 指定管理者 岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 1 3 番 1 号  
岐阜県厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 藤井 歳也
- 3 指定の期間 平成 3 2 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで

議第25号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

平成31年2月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 土地の表示  
土岐市下石町字脇ノ田1893番19  
地目 山林  
面積 16,870平方メートル  
土岐市下石町字脇ノ田1893番20  
地目 山林  
面積 1,096平方メートル  
土岐市下石町字脇ノ田1893番21  
地目 山林  
面積 8,142平方メートル  
土岐市下石町字起1795番37  
地目 山林  
面積 111平方メートル
- 2 売却金額 182,200,000円
- 3 相手方 群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺550番地1  
吉田運輸倉庫株式会社  
代表取締役 吉田 忠

## 議第 2 7 号

### 専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

#### 1 専第 2 号 和解について

## 専第2号

### 和解について

岐阜地方裁判所平成30年（ワ）第515号損害金請求事件について、次のとおり和解を成立させるものとする。

このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年2月6日専決

土岐市長 加藤 靖也

#### 1 原告

女性（岐阜市在住）

#### 2 被告

土岐市

#### 3 和解の方針

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として460万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、平成31年3月20日限り、原告名義の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

議第 28 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めらる。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	東 俊之	

議第 29 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めらる。

平成 31 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	酒井 忠造	

議第30号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	土屋 芳枝	

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年2月26日提出

土岐市長 加藤靖也

住所	氏名	生年月日
	林 敬久	

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年2月26日提出

土岐市長 加藤靖也

住所	氏名	生年月日
	安藤 公子	